



## 市からの連絡帳

**12月は、固定資産税・都市計画税 第3期の納期です**  
~納付には、便利な口座振替を~  
◆納税課(☎ 042-460-9832)

### 届け出・税

#### 市税・国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 12月7日(土)・8日(日)午前9時~午後4時

場 市税…納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)…保険年金課(田無庁舎2階)

\*窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付および相談、納付書の再発行など  
◆納税課(☎ 042-460-9832)  
◆保険年金課(☎ 042-460-9824)

#### 市民課土曜日窓口

土曜日に住民票の写しや印鑑登録証明書の交付のほか、転出・転入・転居手続きなどもできる「サタデーサービス」を行っています。

##### 時・場

第1・3・5土曜日…保谷庁舎

第2・4土曜日…田無庁舎

いずれも午前9時~午後0時30分

\*週によって庁舎が入れ替わりますのでご注意ください。

\*内容によっては取り扱いができないものもありますので、事前にお問い合わせください。

◆市民課(☎ 042-460-9820)  
保(☎ 042-438-4020)



**オール東京 滞納STOP 強化月間**  
12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

#### 東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています！

都と区市町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を取り組んでいます。

市では、皆さんに納めていただいている貴重な税金を主な財源として、福祉や教育、都市整備などさまざまな市民サービスを提供しています。

このような市政を支える財源を安定して確保するため、また、市民の皆さんに安心し便利に納税していただける環境をつくるため、全力で取り組んでいます。

納付についてお困りの事情がある方はそのままにせず、必ず納税課へご相談ください。

◆納税課(☎ 042-460-9832)

### 家屋を取り壊したときは

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。また、表題登記をしている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により所管の法務局へ滅失の登記をすることになっています。  
問 法務局田無出張所(☎ 042-461-1130)…登記に関すること  
◆資産税課(☎ 042-460-9830)

### 認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たした認定長期優良住宅を新築した場合、当該住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税は含まれません)。

□要件 ①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること ②平成25年1月2日～平成26年1月1日に新築された住宅であること ③居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であること ④居住部分の床面積が50m<sup>2</sup>（一戸建て以外の貸家住宅は40m<sup>2</sup>）以上280m<sup>2</sup>以下であること ⑤平成26年1月31日(金)までに資産税課(田無庁舎4階)へ必要書類の提出があること

#### □減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□減額範囲 居住部分について、床面積が120m<sup>2</sup>までのものはその全部、120m<sup>2</sup>を超えるものは120m<sup>2</sup>相当部分が減額対象

□必要書類 ①認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条または第13条に規定する通知書の写し(東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課が発行した、認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

□申告について 資産税課職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。減額の申告手続きについて説明します。

問 東京都都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第2課(☎ 042-464-2154)  
…認定長期優良住宅について  
※認定長期優良住宅の新築家屋への減額については下記へ

◆資産税課(☎ 042-460-9830)

### 福祉・子育て

#### 介護給付費通知を発送しました

介護保険制度への理解を深めてもらうとともに介護保険事業を健全に運営するため、介護保険サービスの利用者に介護給付費通知として介護サービスの利用実績をお知らせしています。

□発送日 11月下旬

対 9月に介護または介護予防サービスを利用した方

◆高齢者支援課(☎ 042-438-4030)

### 平成26年4月保育園入園児童募集受け付けを開始

平成26年4月から保育園に入園(転園)を希望するお子さんの申し込みを受け付けます。平成25年度の入園申し込みをし、欠員がないために待機されている方で引き続き平成26年度の入園を希望される方は、再度申し込みをしてください。

□申込書などの配布

保育課(田無庁舎1階)、市内認可保育園

□受付場所・日時

①保育課(田無庁舎1階) 11月30日(土)～12月13日(金)(平日：午前8時30分～午後8時、土・日曜日：午前9時～午後5時)  
②防災センター6階 11月30日(土)～12月6日(金)(平日、土・日曜日：午前9時～正午、午後1時～5時)  
※平成25年12月14日～平成26年2月4日に生まれたお子さんも4月入所の申

し込みが可能です。申し込み期限については保育課へお問い合わせください。  
※市内認可保育園では受け付けていません。

◆保育課(☎ 042-460-9842)

### 一時保育を開始する保育園および休止する保育園

ひがしうみ保育園では、12月2日(月)から一時保育を実施します。また、ほうやちょう保育園では、平成26年1月6日(月)からしばらくの間、利用を休止します。

一時保育再開の時期につきましては、あらためてお知らせします。

◆保育課(☎ 042-460-9842)

### くらし

#### 離職者のための住宅支援給付事業

就労能力・意欲のある離職者で、住宅を失っている、またはその恐れのある方を対象として、住まいの確保と再就職に向けた支援を行います。

住宅支援給付の支給要件、再就職に向けたプログラムなどの詳細は、市HP、または下記へお問い合わせください(平日午前9時～午後4時)。

◆生活福祉課(☎ 042-460-9835)  
保(☎ 042-438-4025)

### 防犯活動経費の一部を補助

市内で防犯活動を行う団体に対して、活動経費の一部を補助します。

□申請期間 12月9日(月)～27日(金)

対 市に防犯活動団体として登録をしている団体

□補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分1以内で、1団体20万円を上限とする。

\*申請多数の場合、補助金額を減額調整することがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆危機管理室(☎ 042-438-4010)

### まちの緑化サポートをご利用ください

◆みどり公園課(☎ 042-438-4045)

#### 保存樹などの指定の受付

市では、保存樹などの指定を受け付けています。次の指定基準を参照の上、申請してください。

##### ◆指定基準

□保存樹木 ①地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの

②木の高さが15m以上のもの ③株立ちした樹木で、その高さが3m以上のもの ④はん登性樹木で、枝葉面積が30m<sup>2</sup>以上のもの ⑤特異な樹木で、高さが3m以上の保存に値するもの

□保存生け垣 生け垣をなす樹木の集団で、長さが10m以上のもの

□保存樹林 樹木の集団で、土地面積が100m<sup>2</sup>以上のもの

##### ◆補助金

□保存樹木 1本当たり年額5,000円

□保存生け垣 1m当たり年額240円

□保存樹林 1m<sup>2</sup>当たり年額60円

\*詳細は、ご相談ください。

### 西東京 緑のまちづくり

#### 生垣設置助成制度のご利用を！

市では、緑豊かな「うるおい」と「やすらぎ」のあるまちづくりを推進するため、道路に接する部分の生け垣設置に対し、助成制度を設けています。

生け垣は、ブロック塀などの倒壊による災害の発生を防ぐとともに、道行く人たちの目を楽しませてくれますので、ぜひご利用ください。

□生け垣設置費用の補助金

1m当たり最高1万円(限度は30m)

□生け垣に改造する場合の既存ブロック塀などの撤去費用の補助金

1m当たり最高6,000円(限度は30m)

\*詳細は、ご相談ください。

#### グリーンバンク制度のご利用を！

市内の緑を守り育てるため、樹木の提供を希望する方と樹木の引き取りを希望する方を市があっせんし、双方が直接話し合い樹木の引き渡しなどを行っていただく制度です。提供したい・引き取りたい樹木については、市に登録し、その情報を市HPなどで公表します。

□樹木提供希望者の登録要件

樹木を無償で提供できる方

□樹木引き取り希望者の登録要件

引き取り希望樹木を市内で植栽し、營利目的や第三者への譲渡を目的しない方

□提供樹木の登録要件

市内で植栽されているもの、生育状態が良好なもの、掘り取り・搬出が可能なもの

\*詳細は、ご相談ください。

